

石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 25 号)

目 次

規 則		
○石川県消防学校規則の一部を改正する規則 (消防保安課)	1	○石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 4
○石川県立歴史博物館管理規則の一部を改正する規則 (文化振興課)	2	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 7
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	3	

規 則

石川県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

石川県消防学校規則の一部を改正する規則

石川県消防学校規則(昭和六十年石川県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中

内 容	科
任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練	
基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練	警 防 機 関
消防団員幹部(主として班長以上の階級にある者をいう。)及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練	初級幹部 中級幹部
基礎教育、専科教育及び幹部教育以外の特別の目的のために行う教育訓練	

を

内 容	科	課 程
任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練		
基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練	警 防 機 関	
消防団員幹部(主として班長以上の階級にある者をいう。)及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練	初級幹部 指揮幹部	現場指揮 分団指揮
基礎教育、専科教育及び幹部教育以外の特別の目的のために行う教育訓練		

に改める。

附 則

りの規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県立歴史博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

石川県立歴史博物館管理規則の一部を改正する規則

石川県立歴史博物館管理規則(平成八年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一特別展示室に限る。」を「特別展示室、企画展示室及びギャラリーに限る。」に改める。

別記様式第一号中 「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」を申請者氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号に改める。

別記様式第二号中 「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」を申請者氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号に改める。

「使用施設」を

「使用施設 特別展示室 ・ 企画展示室 ・ ギャラリー」に

主催者名			責任者(火気取締)氏名				
共催又は後援者名							
観覧料等	有・無	最高	円	入場・使用予定人員	人	展示物等の数	点

を

主催者名							
共催又は後援者名							
使用責任者(火気取締)	氏名			電話番号			
				ファクシミリ番号			
				電子メールアドレス			
	住所						
観覧料等	有・無	最高	円	入場・使用予定人員	人	展示品数	点

に改める。

別記様式第三号中 「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」を申請者氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号に改める。

「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」を
 「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」に改める。

「使用施設」を

「使用施設 特別展示室 ・ 企画展示室 ・ ギャラリー」に改める。

「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」を
 「住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号」に改める。

「使用施設」を

「使用施設 特別展示室 ・ 企画展示室 ・ ギャラリー」に

観覧料等	有・無	最高	円	入場・使用人員	人	展示物等の数	点
------	-----	----	---	---------	---	--------	---

を

観覧料等	有・無	最高	円	入場・使用人員	人	展示品数	点
------	-----	----	---	---------	---	------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月十七日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和六十年石川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見中

イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

を

イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無
 (注) 2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則

石川県調理師法施行細則(昭和二十四年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改める。

第二条中「試験を」を「試験(指定試験機関(法第三条の二第二項により知事が試験事務(試験の実施に関する事務をいう。以下この項において同じ。)の全部又は一部を行わせることとした者をいう。次項において同じ。)が試験事務を行うものを除く。次条及び第五条において同じ。)を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関が定めるところにより、指定試験機関に申し込まなければならない。

第九条中「たゞし」を「ただし」に改める。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第 1 (第 3 条関係)

※受験番号

調 理 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

石川県知事 様

氏名 ㊟

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて願ひ出ます。

ふりがな		本 籍 地 (都道府県のみ)	都 道 府 県
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
現 住 所	〒 - 電話番号 () -		
現在の勤務先 (施設名)		調理業務従事 総年月数	年 月
(添付書類)	1 中学校卒業以上の学歴を証明する卒業証明書又は卒業証書の写し 2 氏名が 1 の書類に記載された氏名と異なる場合のみ戸籍抄本又はこれに替わる証明 3 調理業務従事証明書 4 写真台帳 5 使用料 (手数料) 納入票 6 住所 (〇〇方まで)、氏名を記入した封筒 [所定のもの]		
※添付書類チェック欄		※ 受 付 欄	
卒業証明書		(保健所)	(県庁健康推進課)
戸籍抄本等			
業務従事証明書			
写 真			
試験手数料			
封 筒			

注 1 申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

注 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 2 (第 3 条関係)

調 理 業 務 従 事 証 明 書

従事者氏名 (受験者)

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施設名		勤務施設 所 在 地	電話番号 () -
施設 の 種 類 (ど ち ら か 一 方 を 記 入 す る こ と)	種類 (該当のところに○印 をつけること。)	許 可 ・ 開 設 年 月 日 許 可 保 健 所 ・ 許 可 番 号 (最新の許可年月日) 年 月 日 保 健 所 第 号	調 理 業 務 の 内 容 (具体的に記載すること)
	飲食店関係営業 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(開設年月日) 年 月 日	
給 食 施 設	(1日__回、延__食) 1 寄 宿 舎 2 学 校 3 病 院 4 事 業 所 5 社 会 福 祉 施 設 6 老 人 保 健 施 設 7 矯 正 施 設 8 自 衛 隊 9 給 食 セ ン タ ー 10 その他 ()	年 月 日	
上記の施設で 調理の業務に 従事した期間	年 月 日から	年 月	
勤 務 日 数 及 び 時 間	1 週間に 日、1日に 時間		
廃 業 年 月 日	年 月 日		

印鑑証明貼付位置

証明日	年 月 日			実印又は職印
証 明 者	住 所	電話番号 () -		
	施 設 名			
	地 位	氏 名		

- 注 1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者 (受験者) と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、第三者 (当該施設と同業の施設長等) が証明すること。
- 2 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。
- 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。
- 4 調理業務従事証明書の訂正箇所には、必ず証明者の訂正印 (証明印と同一のもの) を押すこと。

密 記

この要領は、平成 11 年 4 月 28 日現在のものである。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 九 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年石川 県 規 則 第 四 十 四 号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令及びこの規則の規定により厚生労働大臣に提出する書類の部数は別に定める数、知事に提出する書類の部数は一通とする。

2 前項の書類は、いずれも薬局、事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、配置販売業者又は金沢市の区域内に所在する薬局、事務所、製造所、営業所若しくは事業所に係る書類については、この限りでない。

第三条の見出し中「兼職許可願」を「兼務許可」に改め、同条第一項第一号中「(金沢市の区域に薬局がある者を除く)」を削り、同項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 一 法第十七条第三項に規定する医薬品製造管理者 同条第四項で準用する法第七条第三項ただし書の許可
- 二 法第二十二條の二の十四第五項に規定する体外診断用医薬品製造管理者 同条第六項で準用する法第七条第三項ただし書の許可

第三条第一項に次の一号を加える。

- 八 法第六十八條の十六第一項に規定する生物由来製品の製造管理者 同条第二項で準用する法第七条第三項ただし書の許可

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第十七条中「次に掲げる書類」を「写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのものであつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)」に改め、同条各号を削る。

様式第一中「薬事業務兼職許可申請書」を「兼務許可申請書」に、「薬事業務兼職の」を「兼務の」に改める。

様式第一の二中「薬事業務兼職許可証」を「兼務許可証」に、

「
 第7条第3項ただし書
 第28条第3項ただし書
 第35条第3項ただし書
 第39条の2第2項ただし書
 第40条の6第2項ただし書
 」の規定を

「
 第7条第3項ただし書
 第17条第4項で準用する同法第7条第3項ただし書
 第23条の2の14第6項で準用する同法第7条第3項ただし書
 第28条第3項ただし書
 第35条第3項ただし書
 第39条の2第2項ただし書
 第40条の6第2項ただし書
 第68条の16第2項で準用する同法第7条第3項ただし書
 」の規定に改める。

様式第一の三中「薬事業務兼職廃止届書」を「兼務廃止届書」に改める。

様式第十備考1を次のように改める。

- 1 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添付してください。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。